

## 4 寄宿舍の管理に関する規程

**第1条** この規定は、鹿児島県立高等学校学則第29条第2項の規定に基づき鹿児島県立錦江湾高等学校寄宿舍の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、この寄宿舍は、「青穂寮」と呼称する。

(趣旨)

**第2条** 青穂寮は、入寮の許可を受けた生徒（以下「寮生」という）がすぐれた環境、規律ある共同生活の中で、人格の錬成と学業の研鑽に努め、校訓を具現化する人材として成長することを目的として運営されるものとする。

(入寮の資格と決定)

**第3条** 青穂寮は、本校に在籍する生徒で入寮を希望する者のうち、校長が許可した者を収容する。

(入退寮の手續)

**第4条** 青穂寮に入寮を希望する生徒、又は青穂寮を退寮しようとする生徒は、あらかじめ所定の様式により保護者及び保証人連署の上、校長に願い出なければならない。

**第5条** 校長は、青穂寮の規定に著しく違反する者、あるいは寮生として不的確と認められた者に対して、退寮を命ずることができる。このことに関する細則は寮則に定める。

(青穂寮の管理)

**第6条** 青穂寮の運営を適正かつ能率的に処理するために、青穂寮運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置する。

1 運営委員会で協議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 青穂寮運営に関する基本方針を定めること。
- (2) 寮則その他青穂寮に関する諸規定の制定又は改廃を行うこと。
- (3) 寮生が寮則及び寮生心得に違反した場合の処置を審議すること。
- (4) その他

2 運営委員は、校長が舎監16名の中から委嘱する。

運営委員長は、舎監長が務める。

**第7条** 日常の青穂寮管理及び寮生指導をつかさどるために、県が任命した舎監16名並びに寮監2名を置く。

1 校長は、舎監の中から舎監長及び副舎監長各1名を委嘱する。

2 青穂寮運営のために、舎監長、副舎監長、舎監及び寮監は、次の係を分担する。係の内容については、青穂寮運営組織に定める。

企画調査係・指導係・厚生係・防災係・事務係

3 舎監等相互の連絡を図るために、必要に応じて舎監会議をもち、舎監長が招集する。

**第8条** 青穂寮の災害予防については、学校の防災規定に基づき、別に定める。

**第9条** 青穂寮の維持、運営、保管を図るために、次の諸帳簿を置き、必要に応じて校長の閲覧に供するように準備しておくものとする。

舎監日誌・寮監日誌・会費出納簿・行事計画表・食堂献立表・備品台帳・火気点検簿

寮生日課表・寮生身上調査書

(秩序の維持)

**第10条** 寮生は、本規定・寮則・寮生心得等を遵守し、舎監等の指示に従い、寮内の秩序維持に努めなければならない。

**第11条** 長期の休暇中には、青穂寮を閉鎖することがある。

(経費の負担)

**第12条** 食費その他青穂寮居住に必要な経費は、寮生の負担とする。

寮生は、所定の寮費を期日までに納入しなければならない。

(その他)

**第13条** この規程に定めるもののほか青穂寮の運営管理に関し、必要な事項については、校長の承認を得て、運営委員会が細則を設けることができる。

附 則 この規程は、昭和48年4月5日から施行する。

附 則 この規程は、昭和61年4月5日から一部改正して施行する。

附 則 この規程は、平成7年4月5日から一部改正して施行する。

附 則 この規程は、平成13年4月5日から一部改正して施行する。

附 則 この規程は、平成21年4月5日から一部改正して施行する。

附 則 この規程は、平成23年4月5日から一部改正して施行する。